

## 水戸地方裁判所委員会（第28回）議事概要

- 1 日 時 平成28年11月14日（月）  
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 水戸地方裁判所大会議室
- 3 テーマ 裁判所における広報活動について
- 4 出席者 （委員）  
跡部尚子，卜部晴比古，大高誠，垣内正（委員長），河田泰常，北島重司，北村和，武山忍，出井滋信，根本祥枝，水上嘉寛，皆川昭，村上信夫，村上正子（敬称略）  
（事務局等）  
植月覚民事首席書記官，三神晴彦刑事首席書記官，橋本ひろみ事務局長，椿礼和事務局次長，小古瀬敬一総務課長
- 5 議事
  - (1) 開会
  - (2) 新任委員挨拶
  - (3) テーマ「裁判所における広報活動について」
    - ① 裁判所をよく知っていただくための広報  
－裁判員制度を広く知っていただくための広報－
    - ② 事件に関する報道のための便宜供与
    - ③ 裁判所職員採用のための広報

委員長は、今回「裁判所広報」をテーマとした理由について説明した。

裁判所は、司法制度改革やその改革の一つである裁判員制度の施行を契機として、国民に適切な情報を発信することが強く求められてきています。裁判所の活動を正しく理解してもらうために、様々な広報活動に取り組んできており、効果的な広報活動をどのように行っていくべきかについて、常に頭を悩ませて

きているところです。

裁判所の広報の目的は、裁判所を利用される方々へ分かりやすく裁判手続を説明すること、判決・審理など裁判所の判断・活動を国民に知ってもらうことにより、国民から信頼され理解していただけるような基盤を作ること、裁判員裁判に参加していただけるようにすることが挙げられます。

今回は、①裁判所をよく知ってもらうための一般広報について議論していただきます。その中で、裁判員制度に関する広報活動の在り方についても議論していただきます。その他、②テレビや新聞等で国民が裁判所に触れる機会がある事件に関する報道のための報道機関への便宜供与（報道対応）について、③裁判所職員を採用するための広報活動についても議論していただきます。

**総務課長は、裁判所をより知ってもらうための広報について説明した。**

- ・水戸地裁が行っている広報活動を紹介した。
- ・最高裁が行っている広報活動を紹介した。
- ・広報行事での参加者募集について課題を示した。

〈テーマについての意見交換〉

発言者：●委員長，○委員，■事務局等

- 広く知ってもらうことが広報活動ですが、知ってもらうことの何が目的なのか、明確に整理した方がよいと思います。その目的によって広報活動は違ってくるのではないのでしょうか。
- 広報活動の目的の一つとしては、裁判所を利用しようとする方々に対し、紛争を解決するための裁判所の制度を知ってもらうことです。もう一つは、裁判の仕組みや、どのような結論、判決が出ているのか、どのような審理がされているのか知ってもらうことによって、裁判所に対する国民の信頼に繋げる目的があると考えています。
- 広報行事への参加者が低調とのことですが、憲法週間・法の日週間が平日と

ということもあるかもしれません。休日の開催や平日夜間の開催は難しいのでしょうか。

● 裁判員制度導入の際には、休日も裁判員制度の広報活動を行っていたことがあるので、絶対にできないということはありませんが、職員を休日出勤させられるかということにもなります。現状では難しいと感じます。

○ 以前、水戸市役所に勤務していたときには、このような行事を夏休みに実施していましたので、夏休みを活用したらいかがでしょうか。

● 夏休みには、子ども裁判所見学会や高校生模擬裁判を行っています。学生さんに対しては、夏休みが効果的だと思っています。憲法週間・法の日週間は、5月や10月の記念行事に当てはまる週に行っています。

模擬裁判では、裁判官役などを参加者に演じてもらっています。何かこういう企画をすれば参加者は喜ぶというか、勉強にもなるし楽しんでもらうことができるという企画があるでしょうか。

○ 私は、大学の非常勤講師として勤務しており、同大学には法学部もあります。先日開催された裁判所が主体となった模擬裁判では、裁判官役を演じた学生から、直に裁判官に接したことが楽しかった、若い裁判官もいらっしゃるんですね、学生に年齢が近い裁判官の方と身近に交流することができたと言っていました。裁判官というのが、法曹三者の中でも遠い存在ですので、さまざまな方々と接して話をする機会があればいいと思います。

広報活動の目的として、裁判所を利用する方々に対し、裁判所に行けば紛争が解決できるということを知らせたいとのことですが、模擬裁判はどうしても刑事事件になりがちです。民事紛争の方が身近ですから、裁判所に行けば紛争が解決できるという点からは、民事模擬裁判も実施した方がいいと考えます。

● さまざまな企画に、できる限り裁判官が参加できるようにしています。法廷見学の際には、民事事件を担当する裁判官が質疑応答することもあります。

○ 裁判が題材となるテレビドラマで民事事件が少ないのは、ストーリーがドラ

マッチにできない点が挙げられ、模擬裁判の題材の難しさにも繋がっていると思います。上手いシナリオができれば民事模擬裁判もいいと思います。

- 民事模擬裁判も考えてみる価値があると思います。
- 以前、水戸地裁のウェブサイトを読みました。11月11日開催、法の日週間の紹介があり、参加者は40人を募集していました。広報活動の様子をウェブサイトにアップしてもよいのではないのでしょうか。

また、地裁だけではなくて家裁と一緒に市民講座を開くなど、市民生活に入り込んでいくことが必要ではないかと思いました。身近なトラブルを調停で解決するとか、成年後見制度とか、知っていただくためなる身近なトラブルに対して、こんな解決方法があると案内すれば裁判所と市民が近づいてくるのではないのでしょうか。

- 家裁と一緒に開催するという御提案はそのとおりですので、今後考えたいと思います。一緒に開催した方が効果は大きいと考えます。どの程度のことを裁判所が説明するかは、さまざまな考え方がありますが、少なくとも家事事件の手続は鉄井付きは紹介していると思います。弁護士を付けることの多い民事事件・刑事事件の手続案内はあまり行っていませんが、弁護士が付かなくても手続ができるような民事調停などはもっと情報提供してもいいのかもしれない。

- 広報行事の目標の人数設定はどれくらいでしょうか。広報の目的は三つ紹介してもらいましたが、広く裁判所を知ってもらおうという目的は、広報自体が目的になっているために散漫になっているのではないのでしょうか。広報をするためにはターゲットを決めて、自分の問題として捉えてもらわないとなかなか受け手は動かないです。これは自明のことです。模擬裁判であってもなかなか動かないと思います。裁判所は嫌なときに呼ばれるところ以外の何物でもありませんから、一つ目の裁判所を利用される人に向けてというのは何かピンとこないのです。

また、裁判所への信頼だけが前面に出ている、何歳の人に何を伝えるか戦略ができていないように見えます。ターゲットを決めて目標を決めて、その人たちが自分自身のこととして考えられるようにならないと受け手には刺さりません。どういうことをしたいのか、目標を立てることです。例えば30人募集して23人参加ならば御の字だと思います。

- 広報行事については、参加者40人が目標になっています。ターゲット、目標という点では、確かに現在はあまり合目的に何をするという絞り込んだ目標設定になっていません。裁判所を広く知ってもらおうという一般的な広報のうち、裁判員制度を知ってもらおうという広報は目標がありますし、裁判所を利用する方々へ向けても何を伝えるかはっきりしていますが、それ以外については、はっきりしたものがありません。確かにそのとおりだと思います。ターゲットを絞って考えることが必要ということがよく分かりました。
- ウェブサイトの情報ですが、傍聴に行きたいのにどのような事件がいつあるのか分からないと言われたことがありました。最近、裁判員裁判対象事件については、期日情報をウェブサイトへ掲載することになったことを付言しておきます。

**総務課長は、裁判員裁判の広報について説明をした。**

- ・水戸地裁が行っている広報活動を紹介した。
- ・最高裁が行っている広報活動を紹介した。
- ・裁判員選任手続期日への出席率減少について、課題を示した。

〈テーマについての意見交換〉

- 裁判員選任手続への出席率が下がってきていることに危機感を持っています。来てくれた方はやってよかったと言ってくださっていますが、なぜ出席率が減少してしまうのか。広報の仕方に問題があるのか考えています。この場合のターゲットははっきりしています。何か御意見ありますでしょうか。

○ 呼び出された出席者の割合は全国のデータですが、水戸地裁も減っているのでしょうか。

■ 手元の数字ですと、水戸地裁でも下がっています。

○ なぜ国民は裁判に関心がないのか、裁判を遠い世界のことと感じているのかは、裁判所で行っていることは他人事ですし、自分には関係がありません。裁判所は、裁判官、検察官、弁護士の法律専門家が活動している場で基本的には自分には関係がありません。閉じた世界であるというイメージが強いのです。そういった中で裁判員裁判は、無関係でいたかったのに引き込まれるのが嫌だなという方々が半数くらいおられます。それでも関わらざるを得ないのが裁判員制度です。

先ほど「裁判員に参加して良かった」という意見があると事務局から説明がありました。飛躍すると思いますが、裁判所で何が行われているか知ってもらうことが良いと思います。事件の発生自体はニュースで取り上げられますが、アメリカのように法廷にテレビカメラを入れて、ぐっと身近にするようなことを今後取り入れる余地があるのか、報道を通して知ってもらうことは加工されているかもしれませんが、法廷にテレビカメラを入れるようなことが今後できるようになれば他人事ではない、閉ざされた世界というのは解消されると思います。

● 今のところ、テレビカメラを入れて放映することには程遠いということでしょう。民事事件であれば広く知られたくないという当事者の方もいるので、映り込んでしまうとその方が裁判所に来ているのが分かってしまう。そうすると裁判所には行かない訴えは起こさないという方が出てくると思います。ガードに回っているところが裁判所にはあります。

刑事裁判についても、刑事裁判で無罪の推定が働いていることを皆が理解していればよいのですが、なかなかそのようにはなっていませんし、見世物になってしまうようにも思われるところがありますから、国民が成熟して一定の段

階にならないと、法廷にテレビカメラが入ることにはならないというのが私の個人的な感想です。

- 委員長の言うとおりの国民性が違うのかなと思っています。50年後100年後に日本の国民性がアメリカのようになるかと言えばならないでしょうし、今のような状況の中で工夫するしかないと思います。裁判員のパンフレットやウェブサイトは関心のある方は見えています。選ばれたら出たいと思うでしょうし、真剣に読み始めます。関心がない方にパンフレットを手を取ってもらうとしても読まないでしょうし、裁判所ウェブサイトにとどり着くこともないと思います。いくら良いものを作っても、読む人はどんなものでも読むし、読まない人は読まないでしょう。そこを工夫しなければならないですし、考えなければならないと思います。
- 冊子「裁判員制度Q&A」はどのタイミングで読まれるのでしょうか。広告の世界では使用シーンという考え方があります。このパンフレットは裁判員に選任されなければ読まないでしょう。裁判員制度が拒絶されないところを目指すのであれば、まだ選任されていない人にこのように詳しいものを渡すのはよくないのではないかと思います。
- この冊子は、裁判員候補者名簿登載の通知の際に送付しています。選任された方に聞きますと、確かに読んでいないようです。通知がされても自分は選ばれないだろうと思っている方がほとんどです。
- 裁判員制度は面白いと思う前に、この冊子を見せられてしまうのだなと思います。自分には裁判員をやることにどんなメリットがあるのかということが見えません。そこが感じられないままネガティブなことを考えながら読むでしょう。メリットを伝えられないのは、新聞やテレビの責任もありますが、もう少し積極的なメリット部分を訴えることがあればいいと感じました。
- 冊子の最後にある「実際に裁判員を経験された方の声」は前にあった方がよいということになるのでしょうか。

- リーフレット「裁判員制度」のサブタイトル「一より多くの方に、参加いただくために一」というところが完全に腰が引けています。村上信夫委員
- 配布された資料に辞退事由の内訳があります。気になるのは「事業における重要用務」が前年度に比べると増えています。この事由が増えているということは、企業の理解が得られていないのか、個人の理解がないのか、課題を克服するためには事業者の理解が必要でしょうし、もう少し事業所への説明が必要だと思います。日本人が民事裁判に顔を出すのは嫌だというのはそのとおりですし、アメリカに比べて裁判に関心もありません。一般の国民や事業所に裁判員制度をより理解してもらうことが必要だと感じました。
- 裁判員制度導入当初は、かなり企業に出向いて説明をしていました。平成26年には商工会議所へも出前講義に行きました。その後は実施していませんので、これから県内の商工会議所へ出向く計画をしています。
- 今年8月頃から水戸地裁担当者と連携を取っており、来年1月から2月にかけて実施できるか調整しているということです。
- 弁護士相談で「仕事が忙しいなら断れるのですよね」という質問がありました。辞退してもいいという巷のうわさが流れているのかなと感じます。冊子「裁判員制度Q&A」のQ10では辞退することはできないのですかとあります。皆さん自分の仕事は大事だと思っていますし、結論的には辞退できるということになれば、辞退しようかなと考えてしまうのではないのでしょうか。

民事事件になりますが、被告に呼出状が届くと弁護士のところへ相談に来ます。裁判所から呼出状が届いたと憤慨している、眠れなかったという精神的に不安を訴える人がいます。意外と裁判所がどのような場所かは知らないのです。呼出状に裁判所ナビを同封したり、裁判所のURLを入れたり、実際に利用者になった人に怖くないところだよと知ってもらう必要があると思います。個別具体的なことは弁護士に相談してもらうとしても、裁判所はどういうところかを知ってもらい、呼出状が届いたとしても、これから紛争の解決がスタートす



ることを知ってもらう必要があります。

- 裁判員に選任された女性の方で、殺人事件の証拠書類を見て体調を崩した方の新聞報道がありました。裁判員の方が大丈夫だと思っても写真を見て症状が起きてしまうことはゼロではありません。辞退理由「その他精神上的不利益」というのは、精神的に弱いことが理由ということになるのでしょうか。
- 選任時には、まず、いわゆる刺激証拠と呼ばれる写真等が証拠に含まれているか否かをアナウンスします。例えば、この事件では遺体の写真はありますか、血の付いた傷口の写真はありますか、ということ事前に伝えています。それでも、刑事裁判に携わることは不安に思っている方がいますので、その方については別室で個別に質問して事情をお伺いします。
- 選任時には、かなり丁寧に説明するようになっています。
- 新聞報道は、裁判員に選ばれてどうだったとか、自分としてはびっくりするような内容でした。精神的にダメージのある事例はきちんと話を聞いてもらえることを周知してもらえばいいと思います。

**総務課長は、事件に関する報道のための便宜供与について説明した。**

- ・報道機関に対し行っている情報提供
- ・報道のための便宜供与の限界

〈テーマについての意見交換〉

- 報道機関側から見まして、便宜供与についてはどうでしょうか。
- 刑事裁判は、検察官、弁護士ともに分かりやすく進めていると感じます。もちろん裁判所は敷居の高いところもあると思います。以前は、事件の期日の情報がないため、どんな事件が係属しているか分かりませんでした。刑事裁判や大きな裁判では、事件の期日の情報につき便宜を図ってもらっているという印象があります。民事事件でも興味を引くような争点がある裁判がありますが、キャッチしきれっていませんでした。民事事件がもう少しフォローできて、興味

を引く裁判があつて、こういう解決がされたという事件があれば伝えたいです。裁判所を利用すると、こんなメリットがあるということを報道から伝えられると思います。

- 刑事事件の法廷は飛躍的に分かりやすくなりました。民事裁判も法廷は分かりやすくなりましたが、その後、事件が増加してしまい定着しなかったのではないかと思います。
- 弁護士としては、裁判を社会に広く知らせることができればいいと思いますが、少しでもどちらかに偏った報道がされてしまう危険を考えると報道機関へは伝えにくいです。絶対に伝えてほしくない点があれば報道機関へは連絡はしない状況です。特に個人同士で争っている事件は難しいと思っています。
- 取材してもらってよかった、社会に知ってもらってよかったという感想はいただいています。取材する側として、記者に言ったら変に書かれるだろうなと思われている点は、我々も反省しています。

総務課長は、裁判所職員採用について説明した。

- ・ 裁判所職員採用試験の実情
- ・ 水戸地家裁が行っている広報活動
- ・ 最高裁が行っている広報活動
- ・ 受験者数が減少していることを課題として示した。

〈テーマについての意見交換〉

- パンフレットの採用職種として裁判所の調査官及び事務官がありますが、書記官はありません。パンフレットは一度にすべてを把握しづらいと感じます。

村上信夫委員

- 裁判所では、事務官として採用して、内部の試験と研修を経て書記官になっていくという任用形態をとっています。
- 書記官と事務官の給与面は違いがあるのでしょうか。

- 給与面については違いがあります。確かにパンフレットで職種や給与を分かりやすくする必要はあります。
- 採用者数の推移は分かりますか。
- 総合職が19名、一般職が765名です。これは最終合格であり、全員が採用となっているかは分かりません。なお、総合職で受験して合格しなくとも、一般職で合格することもあります。
- 受験者減少は裁判所だけですか、他の国家公務員全般ですか。
- 裁判所だけが特別ということではなさそうです。
- 新聞社も受験者数の減少が激しいです。若い人は、もっといい仕事があると思っています。
- 若い人口が減っている以外に、民間企業の方がいいと思われている幾つかの要因があると思います。
- 裁判所職員は超過勤務がありますか。
- 一時に事件が増加したり、難しい事件が来たりすれば書記官も超過勤務をしていますが、長く続くことはありません。超過勤務はしないことを前提とするのが裁判所の認識です。
- 家庭裁判所調査官のインターンシップは全国一か所で行うのでしょうか。各家裁で行うのでしょうか。
- 全国に一つある裁判所職員総合研修所に集めて行っています。

**委員長から、全体を通じての意見を伺った。**

- 一番しっかりと考えなくてはならないのは、広報の目的だと思います。目的をどのようにしっかりと据えて、そのために何をどの程度行っていくのかで決まると思います。目的について三つの説明がありましたが、もっとしっかりと積極的な目的が告げられないと、何をどのようにということがはっきりしない、意見も言えないと思います。本来、裁判所は受動的な機関であるという

制約はありますが、それを前提としても、広報の目的をどのように据えていくのかを私なりに考えましたが、よく分かりませんでした。

- 裁判員制度の広報は、制度に参加いただきたいという活動であり、分かりやすいと思いますが、それ以外については腰を据えて考えてみます。

## 6 次回の議題

- 裁判所としては、民事裁判の中で、あまり馴染みのないと思われる和解をテーマとして進めていきたいと考えています。
- 次々とテーマを変えていくのも良いのですが、過去に委員から出された意見がどうなったかという点について、何回に一回くらい報告がないと委員も意見が反映されているのかどうか分からないのではないのでしょうか。どこかの時点で説明してもらえればと思っています。
- これまでにいただいた意見がどのように反映されているか、報告させていただく方向で次回までに検討いたします。

## 7 次回期日等

- (1) 平成29年6月5日（月）午後1時30分
- (2) 意見交換会テーマ「民事裁判の和解について」